

1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて

昭和50年6月5日 50消導第55号の2
 昭和62年8月26日 62消予第92号
 平成15年3月20日 15消導第48号の2
 平成27年3月25日 26消導第253号
 平成30年10月31日 30消規第155号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第1（1）項から（15）項まで及び（16）項に掲げる防火対象物の取り扱いを下記のとおり定めたので、その運用に誤りのないよう配意されたい。

記

- 1 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の（1）又は（2）に該当するものとする。

- （1）令別表第1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表（A）欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる同表（B）欄に掲げる用途に供される部分で、次のアからウまでのすべてに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

なお、密接な関係を有するとは、主たる用途に供される部分を利用する者が、主に従属的な部分を利用する場合をいう。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、従属的な部分の利用時間が主たる用途の利用時間の範囲内ならば、当該従属的な部分の利用時間は当該主たる用途の利用時間とほぼ同一とみなす。

- （2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途

以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第 1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。

2 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記 1 によるほか、次により取り扱うものであること。

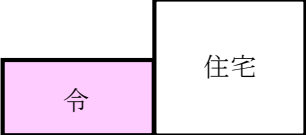
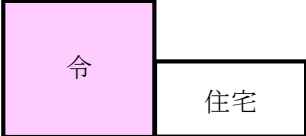
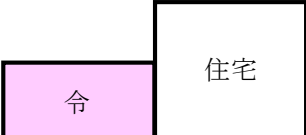
- (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

別 表

区分	(A)	(B)
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、ロビー、宴会場、結婚式場	食堂、専用駐車場、図書室、展示室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	専用駐車場
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、専用駐車場
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2)項ニ	客室、貸出コーナー、娯楽室、事務室、厨房	専用駐車場
(3)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3)項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、舞台部、結婚式場、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6)項ロ・ハ	居室、職員室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、リネン室	売店、専用駐車場
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、リネン室	食堂、専用駐車場
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、専用駐車場
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店、専用駐車場
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、休憩室、旅行案内所	売店、食堂、専用駐車場
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	結婚式場、専用駐車場、宴会場、厨房
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、ホール、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、事務室	売店、食堂、専用駐車場
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	食堂、専用駐車場
(15)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室、物品庫

注1 本表(A)欄及び(B)欄に列挙されている用途は、当該用途と態様がきわめて類似しているものをそれぞれ含むものとする。

用途判定表

項目			例図	用途判定
前記2 (1)	令別表対象物の部分の床面積の合計が50㎡以下のもの	< 住宅		一般住宅
	令別表対象物	> 住宅		令別表対象物
前記2 (2)	令別表対象物の部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの	< 住宅		複合用途防火対象物
	令別表対象物	≒ 住宅	